

中国に見る知財世界

竹 本 一 志*

抄 録 中国は、急激な経済発展を遂げ、世界第2位の経済大国となり、「製造大国」から「製造強国」へ舵を切ろうとしている。今、中国では、強力な国家体制の下、社会と人々の生活は大きく変化している。そのような中、競争力の源泉となる知的財産制度の充実を目指し、様々な革新を急速に推し進めている。本稿では、変貌する中国の現在を理解するべく、国家体制や中国の社会で加速するイノベーション、また、日中企業連携プロジェクトの活動を通して得られた中国企業の知的財産活動の状況から、中国における知的財産の果たす役割を考察し、日本がグローバル競争において活路を見出すための方策を提言する。

目 次

1. はじめに
2. 中国の国家体制
 2. 1 政治機構
 2. 2 経済政策
 2. 3 知財政策
 2. 4 知財環境
3. 中国の社会で加速するイノベーション
 3. 1 高速鉄道
 3. 2 モバイル決済
 3. 3 ネット通販
 3. 4 シェアサービス
4. 躍進する中国企業の取り組み
 4. 1 知財運用施策
 4. 2 各社事例
 4. 3 知財戦略
5. おわりに

1. はじめに

中国は、1978年に改革開放路線へ舵を切り、2001年のWTO加盟を経て、その後、驚愕すべき経済発展をしている。一方で、都市部と農村・沿海部と内陸部の経済格差、高齢化の進展、大気汚染、依然としてはびこる模倣品、汚職や不正蓄財、さらには少数民族問題なども顕在して

いる。広大な国土、膨大な人口、多くの民族、激動の歴史、特殊な国家体制など様々な側面で日本とは異なる中国を書き表すのは容易ではない。本稿では、知的財産という側面から中国を考察してみたい。

現代は、IoT、ビッグデータ、AIといった技術革新による第四次産業革命の時代にある。18世紀にイギリスで起こった第一次産業革命、その後の第二次産業革命、第三次産業革命は、技術革新によってそれぞれ「機械化」、「大量生産」、「自動化」を産業にもたらした。一方、富の偏重や格差も生み出した。第四次産業革命が、富の偏重や格差の是正を目指すものとなるか、重要な視点である。

さて、中国は、急激な経済発展を経験し、今、さらに変革が起きている。これは、ひとつに、中国政府（指導するのは中国共産党）が矢継ぎ早に発する骨太の政策、次に、広大な国土を巡る「高速鉄道」、国民の生活に根付いた「モバイル決済」や「ネット通販」、多様化する「シ

* 日本知的財産協会 参与、日中企業連携プロジェクトリーダー（サントリーホールディングス株式会社 知的財産部長） Kazushi TAKEMOTO

エアサービス」などのイノベーション、そして、急成長している企業の活動によるものである。中国では、顕在する負の課題を、「政府」、「社会」、「企業」それぞれが、経済活動の中で、解決しようとするエネルギーに満ちている。中国政府が発する富の偏重や格差を是正しようとする改革政策により、社会と企業が変革され、国民は豊かさや潤いを享受して、大きなエコシステムが築かれつつある。

また、中国は、広大な国土、膨大な人口、多くの民族が織りなす、「多様性」の国である。中国の発展では、「政府」、「社会」、「企業」の三位一体の構造が推進の本体となり、国民の「多様性」が変革を受け入れ、新しいブレイクスルーを可能としている。

中国は、これまでの日米欧の先進諸国とは全く異なった構造で、第四次産業革命を試行し、世界を変える潮流を作っている。

「モノ」の消費から「コト」の消費へと転換する中、日本は、中国のスピードとパワーに圧倒されている。中国のエコシステムにあっては、日本が得意としてきた高性能、高品質、高機能の「モノ」を提供することだけでは生き残っていけない。世界がひとつとなった現代、中国を知ることは、今後の日本のグローバル競争における活路を考える上で有益である。

以下では、上記した中国の三位一体の構造を分説するとともに、知的財産の果たす役割を明らかにしていきたい。

2. 中国の国家体制

2017年10月に開催された中国共産党第十九回全国代表大会において、習近平総書記（国家主席）により、「新時代の中国の特色ある社会主義」思想という行動指針と、新時代の中国が歩む方向性が示された¹⁾。

かつてない発展を遂げ、世界第2位の経済大国となった中国は、国内では「大衆創業、万衆

創新」をスローガンにイノベーションと起業の風土醸成を急進するとともに、「一带一路」、「中国製造2025」、「インターネット+」といった政策を掲げ、全世界にその影響力を拡大させている。

本章では、中国の躍進の背景にある政治機構と、経済政策について状況を整理し、骨太の政策とそれによって劇的に変化する知財環境について考察する。

2. 1 政治機構

中国は、国家権力機関、行政機関、司法機関、軍事機関の4つの機関から成っている。中華人民共和国憲法前文には、中国共産党が国家を指導すると記載されている。中国共産党の指導の下、国家権力機関である全国人民代表大会が、例外を除き一年に1回定期開催される。平時は、その常設機関である全国人民代表大会常務委員会が最高の国家権力を行使する。

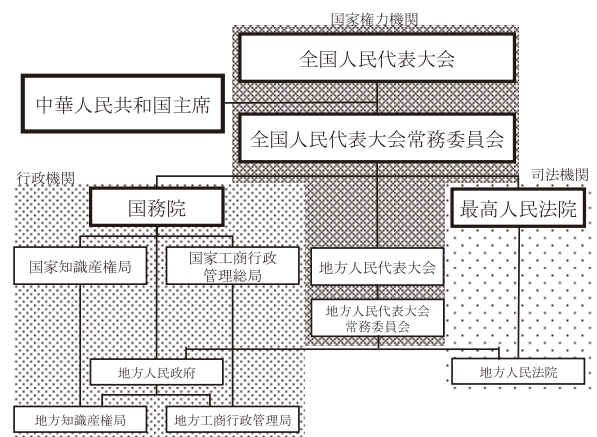


図1 知的財産に関連する機関の関係図

中国の行政機関は、国務院を頂点として構成されている。国務院に直属する知的財産に関連する機関として、国家知識産権局および国家工商行政管理総局などがある²⁾。なお、国務院機構の改革が検討されており、知的財産に関連する機関もその対象となっている。

最高裁判所にあたる最高人民法院は、国務院同様に全国人民代表大会の下に位置付けられており、司法機関も中国共産党による指導の下にある機関となっている（図1）。

政策に基づく業績は、各機関の評価に結び付くため、政策が組織の末端まで届き、政策が骨太となる所以となっている。この仕組みが中国の特殊な国家体制の基幹であることに留意しなければならない。

2. 2 経済政策

中国経済は、強い成長力を持って、急激な発展を遂げてきた。2010年から2016年までのGDPの成長額は、現在の日本1カ国の年間GDP額にほぼ匹敵する³⁾。

昨今では、2015年に中国共産党第十八期中央委員会第五回全体会議で示された五大発展理念である「創新・協調・緑色・開放・共享」（イノベーション、協調、グリーン発展、開放、共に享受する）の下、エコシステムが形成され、国民生活に大きな変化が起こっている。

これらを牽引する政策は国家主導で推進され、例えば、国内で余剰となっている労働力や資金、技術などを諸外国に向けて活用することを企図する広域経済圏構想である「一帯一路」、制度環境の整備を行い、製造業を中心とした競争力の増強を進め、製造大国から製造強国へ転身することを企図する「中国製造2025」、データ資源を活用して国際市場の開拓・拡大へと中国企業を導くことを企図する「インターネット+」、イノベーションの理念・精神や起業文化を根付かせることを企図する「大衆創業、万衆創新」などがある。

「一帯一路」は地政学的な強みを活かし、また、「中国製造2025」や「インターネット+」は製造・情報大国の強みを活かし、対外的に経済発展を進めるといふ政策である。一方、「大衆創業、万衆創新」は、起業支援とイノベーション促進

政策を結びつけたものであり、中国全体のパラダイムシフトを進めるといふ対内的な政策となっている。

中国は、これらのエッジの効いた政策を組み合わせ、軌道に乗せることで、恒常的に経済を発展させることを目指している。

2. 3 知財政策

1) 中央政府の知財政策

中国は1985年4月1日に専利法を制定し、1985年12月28日に北京市の中心にある人民大会堂で最初の特許権が国家指導者参列のもと付与され、スタートを切った。その後、2001年12月11日のWTO加盟発効に向け大幅な制度改定（第二次改正）がなされた。また、胡錦濤・温家宝政権が2003年3月にスタートした直後に「国家中長期科学技術発展計画」の策定が決定され、2006年2月には「国家中長期科学技術発展計画綱要」の編成が完了し、科学技術重視の政策である「自主創新」が打ち出されたのである。その後、中国初の「国家知的財産権戦略綱要」が2008年4月に採択された。知的財産関係法はこれらに伴い改定され（第三次改正）、その後も急速に整い、現在に至っている。

ここで、中国における専利法の制定、改正の時期と特許出願件数推移の関係を見ると、図2に示す通り、専利法が制定された1985年以降、数年間は特許出願件数の伸びはそれほどではなかった。しかし、中国専利法による知的所有権保護に関する基準をTRIPS協定に合致させることを主眼とした専利法第一次改正（1993年1月1日）の時期に出願件数のトレンドが上昇しているのがわかる。さらに、WTO加盟とそれに合わせた専利法第二次改正（2001年7月1日）を境に、出願件数は一層の伸びを示し、2003年には「国家中長期科学技術発展計画」策定決定により国内からの出願が外国からの出願を上回り、急激に出願件数が上昇した。その後も2008

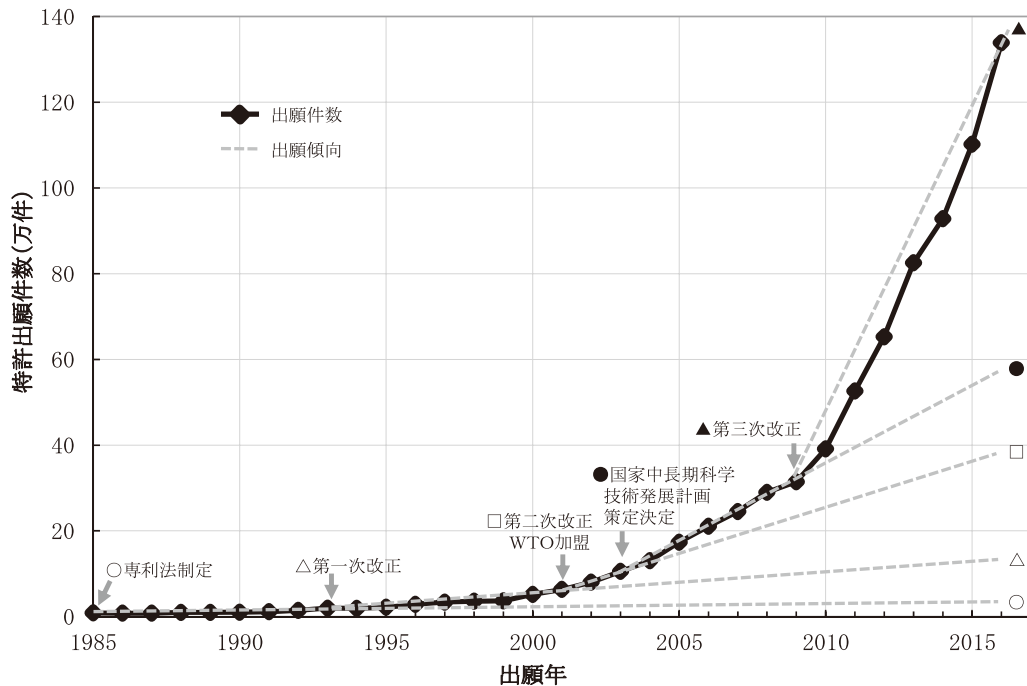


図2 特許出願件数推移

年の「国家知的財産権戦略綱要」採択、専利法第三次改正（2009年10月1日）と符合するように中国における特許出願件数はさらに急増するのである。このように中国は、特許出願を促進させてきた。また、図3に、特許出願件数（■：左軸）と国民一人当たりの名目GDP（米ドル換算）（○：右軸）の推移を示した。興味深いことにGDPと特許出願件数の推移は非常に似通ったものになっている。中国の知的財産制度は、科学技術進歩と経済発展の梃子として活用されてきたのである。

現在、中国は、経済成長の量的な発展から、質的な発展に転換しようとしている。また、科学技術も質的な進歩を目指す方向へ舵を切っている。これに伴い、知財政策も、これまでの量的なものだけではなく、科学技術進歩と経済発展の質的な転換に向け、「中国製造2025」などの政策により、強化されている。

2012年、中国共産党第十八回全国代表大会で、知的財産戦略を実施し、知的財産制度での保護を強化することが示された。翌年2013年に開催

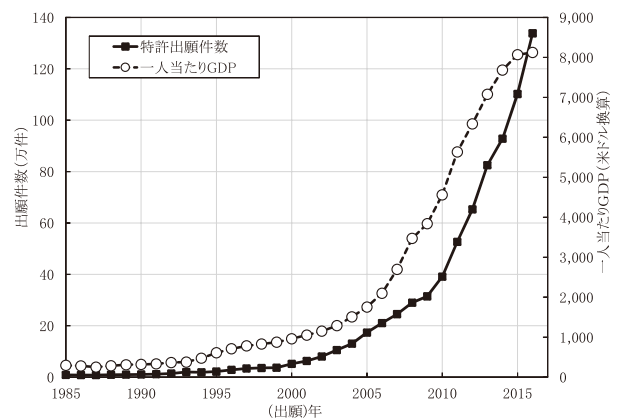


図3 特許出願件数と一人あたりGDPの推移

された中国共産党第十八期中央委員会第三回全体会議では知的財産専門裁判所を設立することが、2014年の第四回全体会議では知的財産保護制度を完備することが、2015年の第五回全体会議ではイノベーションを国の核心的な位置に置くべきことが、2016年の第六回全体会議ではイノベーションを徹底して実施することが提案され、中国の科学技術進歩と経済発展への知的財産による梃入れは更に深化してきている。

中国共産党のイノベーション力を高めようとする強い決意は、2016年の中国全国人民代表大会で、「中華人民共和国国民経済と社会発展第十三次五年規画要綱」(2016~2020年、以下、第十三次5カ年計画)として示された。主要目標には、経済の中高速成長を維持することに加え、イノベーションが起こす発展の成果を顕著にすることが挙げられている。

また、2017年10月に開催された中国共産党第十九次全国代表大会において、習近平総書記は、イノベーション文化を提唱し、知的財産の創造、運用、保護を強化することを強調している。

このようにして、現在の中国では国民経済と社会発展に向けた改革の核心に知的財産制度が位置付けられるに至っている。

2) 制度整備

強力な国家政策の方針の下、中央の知的財産行政機関、司法機関、そして地方の関係機関が同時並行的に改革を押し進めている。国務院は知的財産に関し、国務院各部委委員会、直轄機構、地方の各省、自治区、直轄市に対し、次々と指示を行い、第十三次5カ年計画の目標の実現に手を打っている。

近年の主要な制度整備について述べると、商標法は2013年の第三次改正により、懲罰的賠償制度を導入するとともに、法的侵害賠償金額を300万元まで引き上げた。専利審査指南は、2017年4月1日に改訂され、新事業、新分野での新しいイノベーション成果を守るために、ビジネス方法関連特許とプログラム関連特許に関する審査基準を緩和した。

現在検討が進められている専利法第四次改正では、改正案に懲罰的賠償制度を導入するとともに、法的侵害賠償金額を大幅に引き上げることが盛り込まれている。

また、日本の不正競争防止法にあたる反不正競争法に規定されている営業秘密が、2017年10月1日に施行された民法総則で知的財産権と

定められ、反不正競争法も知的財産権法に属することが明確となった。そして、改正反不正競争法が、2018年1月1日に施行された。

そして、中国は現在、標準化活動の強化に積極的に取り組んでおり、改正標準化法も2018年1月1日に施行された。

昨今の裁判では、裁判所は侵害賠償金額を引き上げるとともに、審理の充実を図る傾向にある⁴⁾。

このように、中国の制度整備は、経済と社会に知的財産を根付かせる方向で一貫した動きをとっている。

3) 国家知識産権局による知的財産戦略の推進

国務院の直属の機関である国家知識産権局は、前述の政策及び法律・法規の執行や中国の国家知的財産戦略を実施することが重要な職務であり、政府の大方針に基づく知的財産戦略方針を打ち出している。国家知識産権局が2018年1月に公表した2018年度の知的財産事業改革の更なる推進に関する方針⁵⁾は、以下のように、協調と改革革新を第一の課題とし、知的財産の創造、保護、活用、そして国際協力、総合的なビジネス支援といったことを掲げ、国民経済と社会発展を網羅したものと成っている。

- ① 強化统筹协调和改革创新，高标准落实中央决策部署
(協調と改革革新を強化し、中央政府が定めた戦略を高い水準で実施する。)
- ② 強化知识产权创造，提高技术供给水平
(知的財産権の創造を強化し、技術供給のレベルを高める。)
- ③ 强化知识产权保护，塑造良好市场环境
(知的財産権の保護を強化し、良い市場環境を構築する。)
- ④ 强化知识产权运用，支撑实体经济发展
(知的財産権の活用を強化し、实体经济の発展を支える。)
- ⑤ 强化国际合作交流，服务国家对外开放

(国際協力における交流を強化し、国家の対外開放に努める。)

⑥ 強化综合保障, 进一步夯实事业发展基础

(総合的保障を強化し、事業発展の基礎を固める。)

このような方針に基づき、各地方の知識産権局が具体的な施策を実行することとなる。

政治機構で上述した通り、国策に基づく業績は各機関の評価に結び付くため、各地方の知識産権局は競って施策を実行している。これが、政策が骨太となる所以である。

4) 奨励施策

中国の地方政府は専利出願に対し補助金制度も設けている。例えば、2017年、深セン市の場合、特許に対しては、実体審査に入ると2,000元/件が補助される。また、権利付与後はさらに2,000元/件が補助される。中国大手企業が所在する深セン市南山区では、深セン市の補助金に加え、実体審査に入ると2,500元/件の補助金の取得も可能となっている。また、PCT出願にも補助金が支出され、さらに外国で登録となると、深セン市は合計5万元/件の補助金を支出している。

また、政府により減税措置などが与えられるハイテク企業認定の制度にも知的財産権を保有することが判断基準に盛り込まれている。

このように、知的財産権の創造、保護、活用、そして、総合的なビジネス支援が、地方政府も巻き込んで、具体的な奨励施策として実行されている。

5) 官民一体の知的財産活動

近年、国家知識産権局などが主催した知的財産に関係する会議が激増している。また、行政機関と企業との意見交換会や、知的財産に係る団体、学会によるセミナーや勉強会も活発に行われている。

このように、中国は、中国経済の恒久的な発展を図るために、中国共産党の指導の下、国家

権力機関、行政機関、司法機関により、知的財産制度を整備し、また、行政機関により、知的財産の創造、保護、活用を奨励している。また、イノベーションを起こすために、草の根活動も急伸している。

2. 4 知財環境

1) 出願件数

上述したような政策の下、2017年の特許出願件数は138.2万件で、前年比14.2%増となり、実用新案出願件数と意匠出願件数は、それぞれ168.8万件と62.9万件に達した。また、PCT出願受理件数は5.1万件で、前年比12.5%増となった⁶⁾。商標出願は574.8万件で、前年比55.7%増となっている。

中国の特許出願件数は、日米欧中韓5極の中国以外4極の総計を超え、また、PCT出願件数においても日本を抜く勢いで、国際的な立ち位置を更に高めている。

2) 訴訟件数

中国政府が推進する知的財産権の創造と保護の強化政策により、知的財産権に基づく訴訟件数が増加の一途を辿っている⁷⁾。

例えば、2016年の民事案件第一審における知的財産関連訴訟の件数は中国全体で13万件を超え、専利権に限っても約1.2万件もあり、日本とは桁違いの訴訟社会である⁸⁾。

中国政府は、知的財産権の創造と保護の強化を政策で推進するとともに、司法制度も迅速に充実させてきている。知的財産を専門に扱う司法機関として、2014年11月の北京知識産権法院の設置を皮切りに、広州、上海にも知識産権法院を設置している。また、南京市など多くの主要都市の中級人民法院内に知的財産権を専門に扱う機構を設置している。これらにより、各地で発生する膨大な訴訟事件における、裁判尺度の統一と早期解決を目指している。さらに、知的財産訴訟に関与する司法人材を充実させる施

策として、技術調査官の育成等も行われている。

このように、中国は、知的財産権の創造と保護を強化するとともに、司法機関の改革を押し進め、知的財産活用の実効性を高めている。

3) 交易状況

国家知識産権局の発表によれば、2017年、専利権質権融資金額が720億元で、前年比65%増となった。

現在、中国は、経済発展を推進するための重要な要素として知的財産権そのものの資産的活用を押し進め、知的財産権を運用するプラットフォームとなる交易所の設置やその機能の拡充にも力を注いでいる。このような施策により、中国では知的財産権の交易がビジネスの重要な要素となりつつある。

中国躍進の背景には、機軸として政治機構が発する骨太の政策がある。骨太の政策を受けた行政機関、司法機関、これらに管轄される様々な機関が責務として、施策を競って実行している。また、これら機関と企業、団体が密接で活発な活動を展開している。このような環境において、国民経済と社会発展の改革の核心に位置付けられた知的財産制度がイノベーションを起こす原動力となっている。イノベーションが社会に受け入れられエコシステムが形成されている。

3. 中国の社会で加速するイノベーション

中国では、「高速鉄道」、「支付宝（アリペイ）」、「ネット通販」、「シェア自転車」が「新四大発明」として注目を集めている⁹⁾。

「新四大発明」は、五大発展理念の典型と位置付けられ、古代中国の「四大発明」（羅針盤、火薬、紙、印刷）に続く、テクノロジーイノベーションであるとメディアを通じて世界に発信されている。

本章では、「新四大発明」から現代中国の社

会で起こっている変革の状況を考察する。

3. 1 高速鉄道

2004年1月、「中長期鉄道網計画」が定められ、それまでの在来幹線の改良と高速列車の導入による高速化を改め、標準軌の旅客専用線を建設し、鉄道網の規模拡大、輸送能力の拡充を迅速に進める方針が示された¹⁰⁾。そして、中国国外からの技術導入により、自国の高速鉄道車両を開発し、国内の技術発展を進めることとした。日本、ドイツ、フランスのそれぞれの企業体から技術供与を受け、2007年4月に運行を開始した。2017年末時点で、中国における営業距離は約2万6千kmを越え、わずか10年で日本（営業距離は約3千km）をはるかに凌ぐ規模となっている¹¹⁾。

第十三次5カ年計画では、2020年の高速鉄道の営業距離を3万kmとする目標を掲げている。これを受けて国家発展改革委員会が公表した「鉄道『第十三次5カ年計画』発展規画」では、高速鉄道の旅客運送量を65%引き上げ、北京から省都都市間が2～8時間以内、隣接の大都市・中規模都市間が1～4時間以内にする等の目標を掲げ、国民が等しく高速鉄道の恩恵を得られるよう、計画されている。さらに、インターネットでのオンライン販売や決済等による輸送サービスの向上も方針に盛り込まれている¹²⁾。

高速鉄道に関する技術開発を担う、中国国有企業の中国中車（CRRC：中国中車股份有限公司）は、中国の市場の二強であった中国南車と中国北車が2015年に合併して発足した世界最大の鉄道車両メーカーである¹³⁾。

図4に示す通り、中国の鉄道関連のPCT出願は増加傾向にあり、例えば、CRRCは、高速鉄道の砂漠地帯での課題である車両の防風・防砂性に関する「WIND-PROOF AND SAND-PROOF HIGH SPEED RAILWAY VEHICLE」（WO 2016/091046）といった高速鉄道関連の出

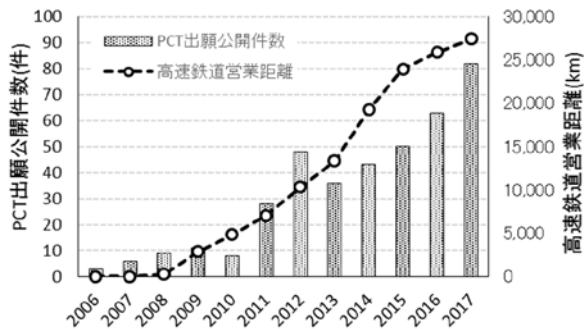


図4 中国の鉄道関連PCT出願公開件数と高速鉄道営業距離の関係

※第1軸：中国を優先権主張国とする鉄道関連（IPC：B61）のPCT出願公開件数
 第2軸：高速鉄道営業距離（the worldwide railway organisation 統計¹¹⁾）

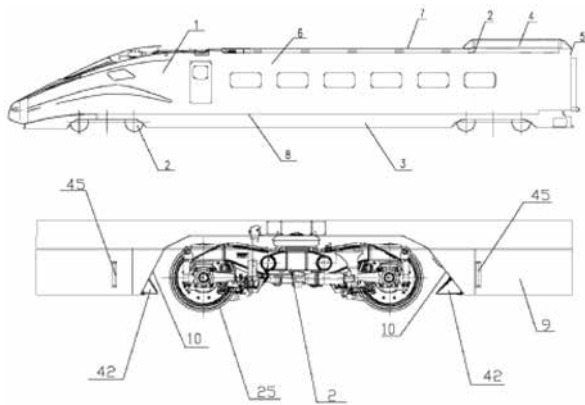


図5 WO 2016/091046公報掲載図面

※ブレーキシステムの周りには圧縮空気の噴射装置を備える。

願を行っている（図5）。技術供与によって得た技術を基盤に、高速鉄道の延伸を進めつつ、新たな課題に対応した改良発明を次々と生み出している状況が窺われる。

「一帯一路」戦略のもと、諸外国へ高速鉄道の輸出を展開する中、技術力の底上げと規格化が急務であり、今後も国家を挙げての技術力強化が進むものと思われる。また、国内においても、新疆ウイグル自治区や雲南省といった辺境部への高速鉄道網の延伸を進めており、人々が行き交い、産業が発展する上で非常に重要な役割を果たしていくものと思われる。

「高速鉄道」に見られるように、現在の中国においては経済発展と科学技術進歩は密接不可分の関係にある。

3. 2 モバイル決済

日本で主流のクレジットカード決済や非接触型ICカードでの決済と異なり、現金自体の信用度やクレジットカードでの情報流出のリスクなどを背景に、スマートフォン端末でアプリケーション上に表示させたバーコードの読み取りによるモバイル決済がスマートフォンの普及とともに、主流となっている。

中国政府の統計によると、2017年12月末時点で、モバイル決済ユーザー数は約5億3千万人までに成長している¹⁴⁾。

アリババ（阿里巴巴集団）が運営するアリペイ（支付宝）やテンセント（騰訊）が運営するウィーチャットペイ（微信支付）は、アプリケーションに銀行口座が紐付けされることで、様々な支払いが極めて簡易に行える仕組みとなっている。膨大なユーザーを背景にして、両陣営とも、日本をはじめASEANなどの近隣諸国など、中国国外への展開を積極的に進めている。

アリババが運営するEコマースサイトの国内最大手であるタオバオ（淘宝网）では、ウィーチャットペイは利用できない。そのため、Eコマース市場では、アリペイは大きなリードを確保している。一方で、中国ではモバイル端末利用者の大多数がウィーチャットを利用しており、ウィーチャットペイのアクティブユーザー数はアリペイより多い。両者が、生活全般をサービスの対象として競うことで、キャッシュレスな生活が膨大な国民に普及し、経済を活性化している。

ここで、アリババ及びテンセントのPCT出願を見てみると、図6に示されるように、2014年以降、商取引関連や情報検索に関する分野を中心に、急増しており、世界展開を視野に、急速

に特許ポートフォリオを拡充させていることが窺える。

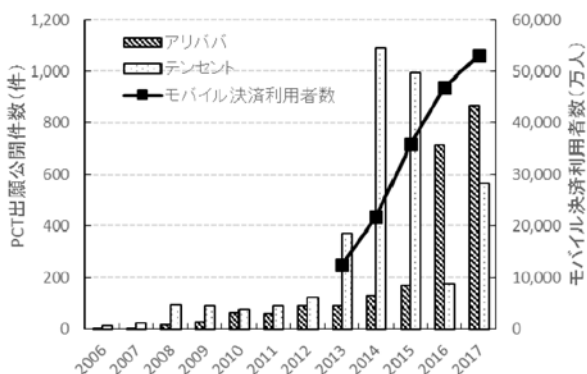


図6 アリババおよびテンセントのPCT出願公開件数（第1軸）とモバイル決済利用者数（第2軸）の推移関係

モバイル決済が提供する価値は、従来のクレジットカードなどの決済とは異なり、利便性のみならず、スマートフォン等のモバイル端末を介してアプリケーション上で多くの情報がつながることで、これまでにないサービスが容易に享受できることである（図7）。



図7 ウィーチャットペイのアプリケーション画面（左：収付款 右：钱包）

※バーコードまたは二次元バーコードでの支払いが可能。銀行口座を連携し、アプリケーション上へのチャージや銀行口座からの直接支払いが可能となる。公共料金の支払い、タクシーの配車、高速鉄道や航空券の予約など、日常生活の様々なサービスが、一つのアプリケーションで享受できる。

「モバイル決済」は、生活スタイルに変化をもたらし、生活そのものを豊かにすると同時に、

様々な地域・市場で新たな「コト」の消費を創造し、イノベーションをもたらしている。

3.3 ネット通販

中国では、ネット通販が急成長し、2016年の取引高は約5兆円（約75兆円）で日本（約15兆円）の5倍以上の市場規模に達している（図8）^{15),16)}。

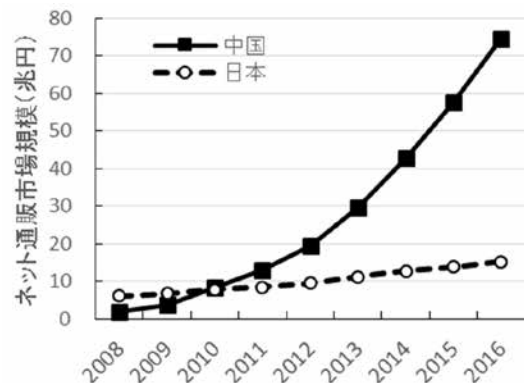


図8 ネット通販の日本と中国の規模比較
※易観国際(Analysys International)公開分析数値より作成（人民元：15円/円で算出）

また、データ資源の争奪戦でも、上述した「モバイル決済」や後述する「シェアサービス」とともにインターネット上の閲覧や購買履歴などの顧客データを得る手段として「ネット通販」は重要性を増している。

アリババは、中国最大のオンライン・電子商取引企業である。アリババにより、B2B、B2C、C2Cと全ての商流を網羅したサービスがオンラインで提供され、サプライヤー、メーカー、ロジスティクス、そして個人消費者と、ありとあらゆる業種、人を取り込んだビジネスモデルを形成している。また、アリババは、ネット通販を通じ、生活全般をカバーするまでに成長し、1日で数兆円を売り上げる「独身の日」に見られるよう、社会に溶け込んでいる（図9）。

「ネット通販」は、あらゆる業種、人を取り込むプラットフォームとなって、様々な地域・市場で新たな「コト」を創造し、新たなビジネスを創出し続けている。



図9 「独身の日」イベント会場の様子（2017年11月11日の売上は約2.8兆円）
※アリババグループホームページより引用

なお、「ネット通販」には、模倣品や、昨今拡大している転売問題に加え、中国政府が情報管理を国家主権の重要課題と位置付け、インターネット安全法を施行するなど、種々の懸念がある。中国国内でのネットサービス事業への外資企業の単独参入は、難しい状況にあり、外資企業は中国企業との連携が必要になると考えられる。

3. 4 シェアサービス

「新四大発明」の最後にシェアサービスの例として、シェア自転車を取り上げる。

深刻化する交通渋滞と大気汚染、そもそも移動の利便性という背景から、シェア自転車の利用が急速に広まっている。中国政府の統計によると、2017年6月時点での利用者数は約1億人となっている。

2015年1月、北京で創業されたベンチャー企業であるモバイク（摩拜單車）は、2016年4月より上海でサービスを開始した。それからわずか2年で導入都市は200を超え、中国、シンガポール、イギリス、イタリアに続き、日本でもサービスが開始された。爆発的な展開が可能となる背景には、豊富な調達資金が不可欠であり、テンセントを始め、数多くの中国企業からの投資が行われている¹⁷⁾。

モバイクは以下の三つの要素からなるビジネスモデルを開発し、優れたシェアサービスを実

現させている。

① シェア自転車の機能・性能

ロック解除機構や盗難防止のためのモニタリングシステムといったシェア自転車に欠かせない構造や管理システムを開発した。PCT出願も行っている。

② モバイル端末による簡易な決済方法

既存のインフラ（モバイル決済）を活用した。専用アプリケーションで容易に利用できる。

③ 再配置等のメンテナンス

全ての自転車にGPSを搭載し、利用データを収集管理している。ビッグデータの解析により、より効率的なメンテナンス（配車や回収）ができる。

また、自転車自体の構造の特徴として、徹底した部品点数の削減を図り、壊れにくいシンプルな構造となっている点が挙げられる。例えば、フレームに取り付けられた前籠、フレーム内に収納されたブレーキワイヤー、グリップ型のペダル、チューブを使用しないパンクレスタイヤ、などである（図10）。



図10 モバイクの自転車とアプリケーション画像
※利用内容（時間・距離・金額）に加え、CO₂排出削減量、消費カロリーが表示される。

モバイクは、新たなビジネスモデルを支える肝となる技術の開発とエッジの効いた知的財産保護、既存インフラとビッグデータの活用からなるオープン&クローズの戦略により、かつてないユーザビリティを実現し、瞬く間に世界中に展開していつている。

シェア自転車は単なる自転車ではなく、GPSやモバイル決済、ビッグデータなど、数々のテクノロジー成果の総括ともなっている。複数のテクノロジー要素を一つにしてイノベーションとなった一例と捉えてもよい。

また、自転車自体も愛らしい(図11)。

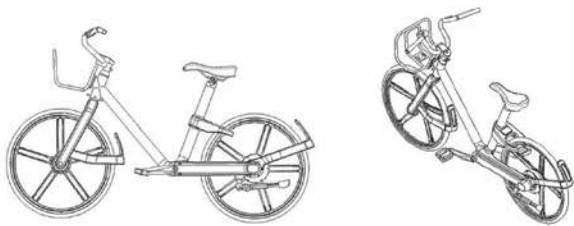


図11 意匠登録第1575170号

上述の「高速鉄道」、「モバイル決済」、「ネット通販」、「シェア自転車」のいずれも、これらの概念やビジネスモデル、テクノロジーの全てが中国に起源を発しているわけではない。しかし、これらは社会に受け入れられ、イノベーションとなっている。

中国では、生活を豊かにすることに、政府、社会、企業、そして起業家までが、強いエネルギーに満ちている。今後も、政府、社会、企業が一体となって、新たなイノベーションを起こし、中国、ひいては世界の潮流を作っていくものと思われる。

4. 躍進する中国企業の取り組み

4.1 知財運用施策

前述の「新四大発明」に代表されるように、中国政府、社会はイノベーションの促進に大きく舵を切っている。このようなステージでは、企業にはこれまでとは違う形での成長が求められる。本章では、まず、中国企業のイノベーション志向への変化を中国の中でも特に変化の激しい深セン地区を例にして概観した後で、個々の企業がイノベーションの成果である知的財産

について具体的にどのような戦略を持ち、マネジメントしているのかということを示す。

1) イノベーションモデル地区としての深セン

深センは中国で最も「起業が盛んな都市」であり、新規登録企業数で北京、上海をおさえ38万6千社(2016年)を数え、全中国の約7%を占めるという¹⁸⁾。この理由として、深センが「世界最高レベルを誇る電子・電器産業の集積地」であり、多様な人材、企業が存在し、サプライチェーン、エコシステムを自己完結できることが挙げられる。また、深セン政府は、2009年以降、バイオ医薬、インターネット、新エネルギー、新素材、新世代情報技術(IT)、創造的文化産業、省エネ・環境保護という七つの戦略的新興産業の発展を支援する計画の発表や海外からの優秀な人材を誘致する2011年の「孔雀計画」など、行政としての支援も充実させてきている¹⁹⁾。

このような潮流の中でDJI(商業用ドローン)などのいわゆるユニコーン企業(評価額10億ドル以上で非上場のベンチャー企業)も生まれている²⁰⁾。また、中国企業ばかりでなく、「フォーチュングローバル500社」のうち、270社が深センに進出しているという。そして、その目的は研究開発にシフトしてきており、マイクロソフト、インテル、オラクル、サムソンなどの企業が研究拠点を設けている¹⁹⁾。

2) 深セン企業の知的財産施策

かつて深センは模倣品の一大製造拠点として知られていた。現在でも模倣の問題は存在するが、現在の深センは上述のようにイノベーションの起点となっている。これをけん引しているのが深センに拠点を置く大手企業である。彼らの知的財産戦略の一端を垣間見ることができるデータとして、PCT出願件数がある。深センのイノベーション能力を示すかのように近年は深セン企業のPCT出願が総数で中国全体の4割を超え、Huawei(華為)、ZTE(中興通迅)は世界上位に名を連ねている。深セン企業の知的財

産施策がグローバルな意識を持って運用されていることを象徴的に示している。

4. 2 各社事例

矢継ぎ早に出される政府の政策、激しい経済の動きの中で、政府・社会と三位一体となる経済を担う個々の企業が自らのビジネスのためにどのような形で知的財産戦略を練り運用しているのかということ掘り下げてみる。

本章では、日本知的財産協会と中国の各地域の知財団体との間で、過去十数年に渡って行っている日中企業連携会議において、延べ二百社を超える中国企業の発表内容から、中国企業の知財戦略を考察する。

以下では、中国企業が行った発表をもとに、中国企業の知的財産戦略について次の五つの視点で整理した。

- (1) ポートフォリオの垂直的な充実
- (2) イノベーションを牽引する知的財産活動
- (3) ビジネスをけん引する知的財産戦略
- (4) 知的財産部門の機能拡大
- (5) 知的財産権の活用

これらは、中国企業が具体的な局面に合わせて非常にエッジの効いた知的財産戦略を柔軟にかつスピーディに構築し、展開していることを物語る内容である。

(1) ポートフォリオの垂直的な充実

既に述べてきたように、中国の知的財産権(特許、実用新案、意匠、商標)の出願件数は猛烈なスピードと規模で大きくなっている。ここで取り上げる二社は、いずれも中国政府が提唱する「インターネット+」施策を代表する企業である。いずれの企業も政策的な恩恵のみを追った結果として件数を拡充したのではなく、社会的な変化にあわせて自らのビジネスを成長させるために知的財産権を重要な手段として活用することを目的に垂直的に自社のポートフォリオ

を充実させている。

① 特許ポートフォリオ

特許ポートフォリオの充実・強化について、以下のような発表があった。

「インターネット+時代の知的財産をめぐるチャンスと課題」という表題で、中国の知的財産制度が大きな変化を求められている中で、企業には変化を先取りしたチャレンジが求められるという。

発表では、中国のネットユーザーは6.5億人に上り、インターネット経済が国内GDPに占める割合は7%、インターネット経済の成長率は30%前後で毎年推移するなか、中国政府から「インターネット+」という概念が示された現状を整理する。そして現在では次々と新しいビジネスモデルが中国で芽吹いており、企業は自らのビジネスモデルを保護するため、知的財産、なかんずく、特許についてこれまでとは違う視点で考えることが求められているという問題認識を示す。

この問題認識に基づき、「数で先行し、質で勝利」するための特許出願戦略を立案したと述べる。まず「数で先行」するために前年の倍以上の特許出願を可能にしたと述べる。出願件数を垂直的に増加させるにあたり、海外からの最新の技術に常に触れている専門家を採用し技術内容の社内評価を充実させた上で、競合他社特許調査能力の強化を図るため外部リソースとの連携を決めるなど、知的財産部門の組織力強化も一気に進めたという。「質で勝利」するためには、中国専利法ではまだ十分に保護が認められていない、ユーザー体験に基づく発明(所謂、「コトの発明」)の権利化に大きく舵を切っているともいう。

彼らは、知的財産権のポートフォリオの強化は、「知的財産を活用してブランド価値を守る」ために他ならないとも述べる。そして、ブランド価値を守るためには活用(権利行使)にもた

めらいはないとして、例えば、GUIの意匠権を取得し、その活用にも積極的に取り組んでいることも発表した。

新しい技術分野のビジネスに知的財産を戦略的に取り込み、垂直的に充実させた知的財産権に支えられた技術力を梃子にビジネスを優位に展開するという発表は、現在の中国企業の知的財産に対する考え方を強く表しているものと思われる。

② 商標ポートフォリオ

商標ポートフォリオについて、「ブランド管理・商標について」という表題で、以下のような発表があった。

この発表では、幅広い事業分野をカバーするために全世界で数多くの商標を出願しており、現在では、百を超える国と地域をカバーする巨大な商標ポートフォリオを有していると述べる。出願にあたっては、現在のビジネスと連動した商標は当然として、これに加え、ビジネスの将来的な広がりに対応できるように予め必要な分野を広くカバーすることも視野に入れ、グローバルに出願しているという。同社が展開している事業を踏まえると、知的財産部門が常にビジネスの広がりを考えて戦略的な権利化を図っていることを強く示唆する発表であった。ビジネスを先取りして出願を充実させる、ということは極めてオーソドックスな戦略に見える一方で、費用面、管理面で考えるとポートフォリオを充実させただけ負荷が増えることにもなる。この発表は、企業全体がグローバル化するために知的財産を重要な要素と位置付けており、その充実には全く躊躇がないことを示すものであった。

いずれの企業の発表も新しい技術、新しいビジネスを展開するために中国企業が知的財産権を重要な要素として、そのポートフォリオを強い意思のもとで垂直的に充実を図っていることを示す発表であった。時間をかけながら知的財

産権のポートフォリオを作り込んできた日本企業とはこの点でかなり違いがある。現状と変化を捉えたその先のビジネスのためには垂直的にポートフォリオを充実させるべきという中国企業の視点は、重要なポイントになると思われる。

(2) イノベーションをけん引する知的財産活動

「イノベーション&知的財産」という表題で、イノベーションを企業風土とし、イノベーションの成果を知的財産として保護することを充実させているという発表があった。

この発表では、イノベーションを企業文化、風土とするために、その促進にあたり、昇進などの社内人事考課とイノベーション提案を連動させる仕組みを作るだけでなく、大学等の外部と連携しその知見を積極的に取り込む産学研究活動なども広く展開していると述べる。更に自社にシンクタンクを持ちその中で社内外識者とのブレインストーミングなどのワークショップ形式の活動も活発に行っているという。

イノベーションを保護するために知的財産(特許)も積極的に取得しており、ポートフォリオをワールドワイドに強化するために多数のPCT出願も行っている。国際調査報告の結果を活用してグローバルに活用し得る発明を見極めるという。件数だけで一概に判断することはできないが、発表されたビジネスが多くの国と地域に跨っていることと併せて考えると、知的財産戦略を常にグローバルな視点で考えていることが窺える。

また、発表によれば、充実させた知的財産のポートフォリオをビジネスと戦略的に連動させるため、ビジネスのすべての工程で業務フローに知的財産管理を組み込み、知的財産のリスクを含めた管理を行っていると述べる。

イノベーションを起点にした知的財産力の強化は、今日、日本企業でも必要なポイントになっている。ここで発表された知的財産戦略はビ

ビジネスと知的財産を具体的な形で連動させる内容であり、ビジネスに資するために知的財産部門はどのようにあるべきか、ということを変えて考えさせられる内容であった。

(3) ビジネスをけん引する知的財産戦略

「訴訟及び紛争の予防と解決」という表題で、知的財産、特許問題に関する戦略的な取組みについて発表があった。

この発表では、知的財産管理の体制は、社長を委員長にする知的財産委員会を最上位としていると述べる。この体制を実効的なものとするために社内で知的財産に関するリスク回避の業務フローを作成し、サプライチェーン、販売、財務など各部門での運用を徹底しているという。

ビジネスの展開にあたり競合企業の特許問題回避が喫緊の課題であった。競合企業の特許ポートフォリオを詳細に分析し、マーケットを絞り、ビジネスを展開すべく準備を進めたという。特許分析にあたっては、製造、加工等の細部についても特許分析を実施し、市場参入の可能性を探ったと述べる。

競合の特許調査と分析の結果、特定市場での参入を決め、時間をかけてクリアランスの検討を行い、訴訟になった場合の対応も含めた準備を進めて当該市場への参入を果たしたという。

特許分析を通じてR&Dのホワイトスペースや競合の動向を分析するだけでなく、その結果をもとにビジネスターゲットを決め、改めてビジネス展開のための知的財産戦略を立案するという発表であり、極めて難しい課題にまっすぐに向き合った内容であった。

(4) 知的財産部門の機能拡大

知的財産部門のファンクション、ミッションが知的財産権の取得・維持・活用のみならず、機密情報の管理まで広がっているという発表があった。

この発表では、機密情報の内容に応じ等級を決め、管理のための社内秘密保持制度を構築したという。制度の具体的な取り組みの紹介として、文書には、プロジェクトの名前等を記載せず、コードナンバーで管理する、異なるプロジェクト間での情報交流禁止、文書の廃棄は専任者が収集のうえ製紙工場で粉碎されるまで確認する等の紹介があった。

加えて、従業員との間では、個々の従業員と秘密保持契約を締結、重要プロジェクトでは、別途特別な秘密保持契約を締結する等の契約による人的な面での管理を徹底しているとも述べる。更に契約の履行にあたっては、退職者の秘密保持、競業避止義務の遵守を追跡するための調査も行っていることが述べられた。このような徹底的な取組みにより、情報漏えいが発生した場合でもその漏えいルートを管理することが可能になり、必要な法的措置がスムーズに取れると述べる。

情報管理が知的財産部門にとって極めて重要になっていることは日本企業でも変わりはない。この発表にあるような従業員に対する管理については、日本で同様のことを行うことが法制度、商文化の違いで難しいところもあるが、中国を含めグローバルに事業展開を進めている日本企業にとっても、この取組みは大いに参考になるものであった。

(5) 知的財産権の活用

「企業による知的財産権の活用」という表題で、知的財産権の活用について、①設計研究開発と宣伝の段階、②大規模な生産販売段階、③知的財産権の資本化段階、④知的財産権活用と付加価値段階、の四つの段階で考えるべきという発表があった。

この発表では、「③知的財産権の資本化段階」の知的財産活用について、知的財産を保有する企業のために有効な活用をするためのプラット

フォームが整備される必要があるという。具体的な内容として、最近中国で構築され始めている、企業が保有している知的財産を評価し、その評価に基づき無形資産として出資などを可能にするプラットフォームを挙げる。企業は、このプラットフォームを利用して自らが保有している知的財産を担保に融資を募ることなどを考えるべきであると述べる。更に経営的視点での知的財産活用の直接的な効果として、ハイテク企業に認定による減税もあるという。

更に、「④知的財産権活用と付加価値段階」を知的財産の最終活用形態として、ここでの活用は資金化であると述べる。この段階での活用では外部パートナーとの連携が重要であり、外部パートナーとの関係構築という意味では、いわゆるNPE（Non-Practicing Entity）についても、敵ではなく協調する可能性を考えることが必要であると述べ、これによりライセンス料、権利行使による収益、権利の譲渡収益など様々な収益源を得ることができるという。

ここで発表された視点は特徴的なものであるが、中国の特許出願が急増するなか、中国政府の政策として知的財産権の資金化について具体的な動きが始まっていること、加えて、中国では知的財産訴訟が急激に増えていること、等の事実を重ね合わせると中国企業が特許の活用について積極的な姿勢を持つということが想像できる発表であった。

4. 3 知財戦略

意見交換をした各企業の知的財産戦略は、規模や内容に相違はあるもののいずれも自社のR&Dの成果、イノベーションの成果を権利化するというだけでなく、ビジネス構造、ビジネスモデルと一体化しているという共通点が見られる。いずれの企業も知的財産部門が経営部門と直結しており、自社の事情に合わせて経営陣の意思を直接具現化する使命と機能を担ってい

る。そして、知的財産のポートフォリオを充実させることや社内制度の構築などを必要に応じて垂直的に整えることができる環境にある。中国政府が掲げる「一帯一路」、「中国製造2025」、「インターネット+」、「大衆創業、万衆創新」といった政策を具体化するのが企業であるという文脈で考えると、それぞれの企業が自社にとって具体的な価値を実現するために知的財産戦略を展開しているということは、中国政府の政策が確実に実行されているといえるものと考え

5. おわりに

現在、中国は、政府が発する骨太の政策、変化を受け入れイノベーションにまで昇華させる多様性ある社会、国の政策に基づき知的財産を起点としてビジネスを展開する企業がパラダイムシフトを起こしている。中国は、政府、社会、企業が三位一体となって、凄まじいスピードで変化を遂げているのである。

また、模倣品問題や中国政府の情報管理への懸念はあるものの、中国の知的財産制度は、イノベーションの創造、保護、活用に寄与し、科学技術の進歩と経済発展の核心となって、生活に豊かさや潤いを与える原動力となっている。

企業に焦点を当てると、中国企業は、国の施策を受け、知的財産活動が活性化され、また、先進国や先行企業との競争において多くの経験を得て、その結果、知的財産戦略が会社の成長を左右するものと認識されるに至っており、その戦略の成り立ちと中身が日本企業とは全く異なっている。日中企業連携会議で報告された中国企業の知的財産戦略は、経営と直結しており、自己の強みを活かす戦略を前提にし、具体的かつ柔軟性に富んでいる。その領域は、出願や係争、ブランド、営業秘密保護、知財運用、人材育成や社内啓蒙まで幅広い分野を各社の特性に合わせてカバーし、仕組みや管理は緻密である。

日中企業連携会議で接した中国企業の知的財産部門の人材は、所属する企業の事業計画、研究開発ばかりか経営方針、財務環境にも通じていた。知的財産は企業価値そのものであり、彼らの持つ人材としてのスペックは今後の知的財産マネジメントに発揮される要素をカバーしているものと思われた。中国では、人材の流動が激しいが、企業は高いレベルの維持に努めている。また、知的財産に携わる個々は厳しい競争の中で研鑽を重ね、知的財産部門の高級幹部には、性別や年齢を問わず有能な人材が活躍している。一方、日本の大企業では多くの場合、分業化・専門化され、専門性は極めて高いもののカバーする範囲が狭くなる傾向がある。第四次産業革命で「データ資源」が取り立たされるように、世界はひとつになっている。日本は、世界がひとつになった時代に活躍できる人材を育成する必要がある。

また、中国では社会を巻き込むエコシステムが構築されている。「競争」という環境は事業発展に必要なものであるが、今後の成長、発展には「協調」が、より重要となってくる。知的財産は、「競争」と「協調」の両面で機能を発揮できる。現在は社会貢献を目指した「協調」が肝の時代であり、その意味でも企業にとって知的財産戦略は生命線である。日本は、これまで培った経験や知恵を基礎に、日本の強みを活かして、「協調」の時代を勝ち抜く知的財産戦略を作る必要がある。

現在は企業構造、事業形態が多様で、知的財産活動のフィールドは多岐に及んでおり、知的財産法だけでは解決できないものばかりである。知的財産活動に携わる者の専門領域は拡大に限りがない。知的財産に携わるものは、より一層、社会性を磨き、ビジネス感覚を研ぎ澄ます必要がある。日中企業連携会議のようなプラットフォームを利用して、交流することは、「知財世界」の有りようを考える一助になろう。

2002年に「中国技術輸出入管理条例」が施行されたことを受けて執筆された論説(魏啓学「注目される中国の技術輸出入管理条例」特許管理 Vol.52 No.8 (2002) 1154頁)に、以下の一節がある。

「中国の産業設備と技術の更新期に合わせて、より前向きのポリシーを取れば、中日両国の企業に有利であり、いま一度中国経済発展のバスに乗り遅れないよう真剣に再検討して頂きたい。」

現在、中国は、産業構造と技術革新の転換期にある。諸外国は様々な障害や軋轢がありつつも経済大国となった中国との関係性を深めている。「中国経済発展のバス」は、大型化、高速化、広域化、さらに多様化し、グローバル競争において避けて通れないものとなっている。知財戦略も再考する時期にある。

注 記

- 1) 大和総研, 中国経済レポート, 中国: 30年間の「強国」長期構想を発表, 2017年10月19日, http://www.dir.co.jp/research/report/overseas/china/20171027_012406.html
- 2) 日本国際貿易促進協会, 日中貿易必携2017年度版 (2017)
- 3) International Monetary Fund (IMF) World Economic Outlook Databases, <http://www.imf.org/en/Data>
- 4) 荒井寿光, 中国の知的財産戦略と知的財産裁判の最近の状況, Law and Technology No.77 2017年10月, pp.42-49
- 5) 中国国家知識産権局ホームページ, 2018年全国知识产权局局长会议在京召开, <http://www.sipo.gov.cn/zscqgz/1109645.htm>
- 6) 中国国家知識産権局ホームページ, 国家知识产权局公布2017年主要工作统计数据, 2018年1月19日, <http://www.sipo.gov.cn/zscqgz/1110168.htm>
- 7) 山口和弘, データで見る中国における知的財産権の現状~特許権侵害訴訟の近況を交えて~, ソウエイヴォイス, pp.7-10, 2017年12月
- 8) 中華人民共和国最高人民法院, 中国法院知识产

- 权司法保护状况 (2016年), 2017年4月27日
<http://www.court.gov.cn/zixun-xiangqing-42362.html>
- 9) 中新網, 中国“新四大发明”: 展现中国创新驱动发展, 2017年12月2日,
http://www.xinhuanet.com/gangao/2017-12/02/c_129754899.htm
- 10) 黒崎文雄, 中国鉄道の経営と現況—近年の高速鉄道の建設と直面する課題—, 運輸と経済 第75巻 第2号, 2015年2月, pp.90-97
- 11) the worldwide railway organisation統計
https://uic.org/IMG/pdf/20180215_high_speed_lines_in_the_world.pdf
- 12) 铁路“十三五”发展规划, 发改基礎 (2017) 1996号, 国家发展改革委 交通运输部,
<http://www.ndrc.gov.cn/zcfb/zcfbghwb/201711/W020171124600458022320.pdf>
- 13) 特許庁, 特許庁資料平成27年度 特許出願技術動向調査報告書 (概要) 鉄道管制システム 2016年3月
- 14) 中国互联网络信息中心, 第41次《中国互联网络发展状况统计报告》发布, 2018年1月31日,
http://www.cnnic.net.cn/gywm/xwzx/rdxw/201801/t20180131_70188.htm
- 15) Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ (China), BTMU (China) 経済週報第353期, 2017年6月21日
- 16) 経済産業省, 平成28年度我が国経済社会の情報化・サービス化に係る基盤整備 (電子商取引に関する市場調査), 2017年4月24日
- 17) 駒形哲哉, シェアリングエコノミーの中国的展開—インターネットプラス・供給側结构性改革・共享單車—, 東亜, No.600, pp.76-87, (2017)
- 18) 日本貿易振興機構, 世界のビジネスニュース (通商弘報) 「イノベーション企業を支える優れた事業環境—深セン市および中国の経済動向に関するセミナー (1)」, 2017年11月27日,
<https://www.jetro.go.jp/biznews/2017/11/35fc5e58db0d3b8f.html>
- 19) 関志雄, 中国におけるイノベーションの一大拠点として飛躍する深セン— 担い手となる民営企業 —, 独立行政法人経済産業研究所,
<https://www.rieti.go.jp/users/china-tr/jp/ssqs/160608ssqs.html>
- 20) 北野健太, 企業ブームに沸く中国においてIT ものづくりで進化する深圳, 環太平洋ビジネス情報 (64), pp.25-45, (2017) 日本総合研究所調査部 (URL参照日は全て2017年2月19日)

(原稿受領日 2018年1月23日)